

令和 8 年度
坂東市地域公共交通会議

第 1 回会議資料

令和 8 年 7 月 7 日

目 次

報告第 1 号	市内公共交通の令和 7 年度の利用実績について	・・・ 1 ページ
報告第 2 号	コミュニティバス「坂東号」における夏休み無料 キャンペーンの実施について	・・・ 2 ページ
報告第 3 号	中学 3 年生に対するバスお試し乗車券付きリーフ レットの配布について	・・・ 4 ページ
報告第 4 号	委員の変更について	・・・ 5 ページ
	(参考) 坂東市地域公共交通会議条例	・・・ 6 ページ

報告第 1 号

市内公共交通の令和 7 年度の利用実績について

市内を運行する公共交通の運行概要及び令和 7 年度の利用実績について、
資料別紙 1 のとおり報告します。

※運行概要については、令和 7 年度末時点の内容で記載しています。

令和 8 年度から以下の点が変更になっています。

交通機関	変更点		
	令和 7 年度		令和 8 年度（現在）
コミュニティバス 「坂東号」	●運行ルート ①庁舎間シャトル ②七郷・中川ルート ③沓掛・内野山ルート ④長須・七重ルート ⑤矢作ルート ⑥半谷ルート	→	①坂東・水海道ルート ②七郷・中川ルート ③長須・七重ルート ④矢作ルート ⑤半谷ルート ⑥守谷・坂東市内工業団地ライナー ⑦観光周遊ルート
デマンドタクシー 「らくらく」	●市外便の運行先 ①茨城西南医療センター病院 ②きぬ医師会病院・水海道西部病院	→	①茨城西南医療センター病院 (②は廃止)

報告第 2 号

コミュニティバス「坂東号」における夏休み無料キャンペーンの実施について

コミュニティバスの利用促進を図るため、夏休み期間にあわせた無料キャンペーンを以下のとおり実施します。

実施方法	コミュニティバス「坂東号」の運賃を、夏休み期間は無料とする。		
対象ルート	ルート	通常運賃	実施期間運賃
	① 坂東・水海道ルート	1 0 0 円	➔ 無料
	② 七郷・中川ルート	1 0 0 円	➔ 無料
	③ 長須・七重ルート	1 0 0 円	➔ 無料
	④ 矢作ルート（通学対応）	1 0 0 円	（全日運休）
	⑤ 半谷ルート（通学対応）	1 0 0 円	（全日運休）
	⑥ 守谷・坂東市内工業団地ルート	5 0 0 円	➔ 無料
	⑦ 観光周遊ルート	1 0 0 円	➔ 無料
対 象 者	制限なし（誰でも乗り放題）		
実施期間	令和 8 年 7 月 1 8 日（土）～ 8 月 3 1 日（月） ※夏休み期間		
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ばんどう 7 月号に記事掲載 ・市ホームページ、SNS での発信 ・プレスリリース（観光周遊ルートと併せた発信） ・各施設や店舗でのポスター掲示、チラシ配布、SNS 発信 等 		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・各ルートの利用者数をカウントし、実施期間における利用実績及び運賃減収額を集計します。 ・運賃減収額は坂東市が負担します。 ・令和 8 年 4 月 1 日～5 月 1 0 日に実施した無料お試しキャンペーンの利用実績は次ページのとおりです。 		

<参考> 前回実施の無料お試しキャンペーンの利用実績

実施期間：令和8年4月1日～令和8年5月10日

実施概要：上記期間は誰でも運賃無料（乗り放題）

ルート	坂東 水海道	七郷 中川	長須 七重	守谷 工業団地 ライナー	観光 周遊	合計
延べ 利用者数	799	272	196	42	167	1,476
運行日数	28	17	17	28	12	40
1日平均 利用者数	28.5	16.0	11.5	1.5	13.9	36.9
対前年比	222%	155%	89%	—	—	130%

※坂東・水海道ルートは、（旧）庁舎間シャトルと比較

※矢作・半谷ルートは、通学対応ルートにつき無料対象外

報告第 3 号

中学 3 年生に対するバスお試し乗車券付きリーフレットの配布について

茨城県公共交通活性化会議(※)で例年実施している「中学 3 年生に対するお試し乗車券付きリーフレットの配布」が、令和 8 年度も資料別紙 3 のとおり実施されます。

本市も当該事業に協力し、例年どおり、お試し乗車券が利用できる対象路線に守谷駅直行型路線バス「直行坂東号」を追加します。

<お試し乗車券利用による直行坂東号の運賃>

通常運賃（現金・I C）		お試し乗車券利用時
6 6 0 円～7 7 0 円	→	1 0 0 円（現金のみ）

お試し乗車券利用時の減収分（通常運賃から 1 0 0 円を差し引いた額）については、本市の負担となります。

※ 茨城県公共交通活性化会議とは

県・市町村・国・交通事業者・関係団体・有識者等で構成し、よりよい公共交通のあり方について協議を行い、県の公共交通の活性化を図ることを目的とした組織です。

報告第4号

委員の変更について

構成団体の役員変更・人事異動に伴い、以下のとおり当会議の委員を変更します。

変更後の委員は、令和8年7月7日（第1回会議開催日）付けで委嘱し、任期は前任者の残任期間（令和9年12月21日まで）となります。

構成団体	委 員		
	変更前		変更後
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事 服部 透	→	専務理事 川上 悟
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局【輸送担当】	首席運輸企画専門官 小菅 達也	→	首席運輸企画専門官 柿本 憲治
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局【企画・調整担当】	首席運輸企画専門官 柿本 憲治	→	首席運輸企画専門官 羽生 真人
茨城県境工事事務所道路管理課	課長 渡辺 佳映	→	課長 浜野 博英
茨城県境警察署交通課	課長 海老澤 理	→	課長 松本 佳久
坂東インター工業団地連絡協議会	会長 永田 和基	→	会長 鈴木 勲

参考

坂東市地域公共交通会議条例

平成 19 年 9 月 21 日

条例第 19 号

改正 平成 21 年 8 月 17 日 条例第 24 号

平成 31 年 3 月 25 日 条例第 11 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、坂東市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 公共交通の利用促進に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(会長及び委員)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(4) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表

(5) 一般社団法人茨城県バス協会の代表

(6) 市民又は利用者の代表

(7) 茨城運輸支局長又はその指名する者

(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(9) 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者

(10) 茨城県職員

(11) 市長が指名する市職員

(12) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 交通会議の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより議事運営に支障が生ずると認められるときは、非公開とすることができる。

6 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき、緊急の決議を要し、かつ、会議の招集若しくは成立が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議をもって会議の議事を決定することができる。

(分科会)

第5条 会長は、第2条に掲げる所掌事務について、具体的な調査検討、調整又は協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、市長公室企画課において処理する。

2 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、市長公室企画課を連絡及び通報の窓口とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 関係者は、交通会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(坂東市コミュニティバス検討委員会条例の廃止)

2 坂東市コミュニティバス検討委員会条例（平成17年坂東市条例第177号）は、廃止する。

(坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正)

- 3 坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成17年坂東市条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成21年条例第24号)

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。